

松阪市職員共済組合売店運営事業事業者募集要項

1. 業務の概要

- (1) 委託業務名 松阪市職員共済組合売店運営事業委託業務
- (2) 業務内容 松阪市役所本庁舎地下において、職員及び来庁者を対象とした売店を運営する。
なお、内容の詳細は「松阪市職員共済組合売店運営事業委託に係る仕様書」のとおりとする。
- (3) 業務場所 松阪市役所本庁舎 地下1階
松阪市殿町1340番地1
- (4) 委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日

※ 営業開始は、原則として令和8年4月1日（水）とするが、現受託者、次期受託者及び松阪市職員共済組合（以下「共済組合」という。）が協議したうえ、委託期間とあわせて変更する場合がある。

また、受託者の施設等使用状況及び営業状況等を勘案し、委託期間満了後は、売店事業委託条件の違反等がなく、売店として良好な運営状況と認められる場合で、使用を許可できると共済組合が判断した場合、売店運営事業委託を更新（5年間）することができるものとする。ただし、契約期間内であっても、共済組合が売店利用者にとって満足度が低く、不適切な運営状況であると判断した場合は、契約を打ち切る事が出来るものとする。

なお、新たに契約を更新しない場合は、期間満了の3箇月前までに意思表示するものとする。

2. 委託料

委託料は無料とする。

3. 募集の方法

公募型プロポーザル方式

4. 受託候補者選定までのスケジュール

- (1) 募集期間
令和7年11月20日（木）～令和7年12月3日（水）

- (2) 参加申込の提出期限
令和7年12月3日(水) 午後4時30分まで必着
- (3) 現地見学
令和7年11月20日(木)～令和7年12月3日(水)
- (4) 仕様書等への質問受付期間
令和7年12月3日(水) 午後4時30分まで必着
- (5) 質問に対する回答期限
令和7年12月11日(木)
- (6) 参加資格審査結果通知書の送付
令和7年12月11日(木)
- (7) 企画提案書の提出期限
令和7年12月16日(火)～令和8年1月7日(水) 午後4時30分まで必着
- (8) 企画・提案審査(プレゼンテーション実施)
令和8年1月16日(金)
- (9) 審査結果の通知・公表
令和8年1月23日(金)

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(以下「参加者」という。)は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、次の全ての要件を満たしていることとする。

なお、これらの要件は、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしていること。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消された者(当該処分の日から起算して2年以上経過した者を除く)でないこと。
- (2) 三重県内に本店、支店、営業所等のいずれかを有し、1年以上の営業実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含み、同法に基づき更生手続開始の申し立てをされた者で同法199条第1項若しくは

第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者(同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。

(7) 役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(8) 本市又は地方公共団体の業務委託の入札及び契約等に関係する規程等により、指名(入札参加資格)停止等の措置を受けている期間中である者又は同規程等に定める指名(入札参加資格)停止要件に該当する者でないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(10) 国税又は地方税を滞納している者でないこと。

(11) 参加資格に関する留意事項

提案書を提出した日から結果通知が届く日までに、次のいずれかの場合に該当することとなったときは失格となる。

ア 仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、別清算手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、その業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ その他受託に着手し、又は営業を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

6. 参加方法

(1) 仕様書等の配布

仕様書等の配布は、「4. 受託候補者選定までのスケジュール(1)」で示した期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後4時30分までの時間帯に担当部署で配布する。

また、松阪市のホームページからダウンロードすることも可能。

なお、郵送での配布は行わない。

※松阪市HP（入札・契約に係る情報の公表（物品等） トップ）：

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/buppin05/uriharai.html>

（２）参加申込書の提出

プロポーザルへの参加を希望する参加者は、「４．受託候補者選定までのスケジュール（２）」で示した期限までに、次の書類等を担当部署に持参又は、簡易書留等にて提出すること。

【提出書類】

- ア 参加申込書（様式１）
- イ 法人の概要がわかる資料（法人のパンフレット等）
- ウ 宣誓書（様式２）
- エ 履歴事項全部証明書の写し又は、登記簿謄本の写し ※注１
- オ 納税証明書又は、完納証明書 ※注２

※注１ 発行後３ヶ月を経過していないものに限る。

※注２ 納税証明書又は完納証明書は、最新の国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税に滞納がないことを証するために添付するもので、発行後３ヶ月を経過していないものに限る。写しでも可能。

（３）現地見学について

現地見学は「４．受託候補者選定までのスケジュール（３）」で示した期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く、午前９時から午後４時３０分までの時間帯に随時行うので、希望の参加者は「現地見学（確認）申込書」（別紙２）を、担当部署へ３日前までに郵送、又はＦＡＸ、電子メールで提出すること。なお、電子メールで送信する場合は、件名の冒頭に「プロポーザル現地見学申込」と記入すること。

（４）仕様書等に関する質問の送付

応募に当たり、ご質問等がある場合は「４．受託候補者選定までのスケジュール（４）」で示した期間中に「質問書」（別紙１）を担当部署まで電子メール又は、ＦＡＸにより送付・送信すること。なお、電子メールで送信する場合は、件名の冒頭に「プロポーザル質問書」と記入すること。

なお、質問に対する回答は、受付後速やかに質問者に対し行い、また、松阪市HP上で公表する。

７．企画・提案方法

参加資格審査において参加資格を有するものと認められた参加者は、「4. 受託候補者選定までのスケジュール（7）」で示した期間中に、担当部署へ提出書類を持参又は簡易書留等により提出すること。

（1）提出書類

ア 企画提案書（原則A4版の印刷物で任意形式）

次の事項を踏まえて提案すること。

① 参加者概要

参加者の事業概要（事業内容等）、運営実績等について

※フランチャイズ契約による応募の場合は、「11. 留意事項（3）」を踏まえて記載すること。

② 営業時間

営業時間について

③ 運営方法

売店運営方法（有人・無人を含む）の概要

④ 取扱予定商品

商品の種類、価格、季節による変化、取扱商品の特徴等について

⑤ 食品衛生・安全管理

食品衛生、品質管理の体制、防犯等店舗運営上の安全管理について

⑥ 防犯対策等を含むセキュリティ対策の方法について

⑦ 決済方法

決済方法の種類、キャッシュレス決済であれば利用できるクレジットカードや電子マネーについて

⑧ ごみの分別・回収

ごみの分別方法及び回収頻度等について

⑨ 運用計画

本案件の実施計画、設置・補充・回収等の具体的実施方法、緊急時の対応について

⑩ アピールポイント

アピールできる事項又は優位性・特徴のある事項について

（例）災害時の支援等

イ その他参考資料等（任意様式）

参考となる類似店舗棟の紹介等

(2) 企画提案書等の取り扱い

- ア 企画提案書等の提出後の記載内容の変更は認めない。
- イ 企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、参加者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 提出された企画提案書等は、受託候補者を特定する目的にのみ使用し、提出者に無断でその他の目的には使用しない。
- エ 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製することもあり得る。

8. 企画・提案審査方法

(1) 手順

参加者から提出された企画提案書等は、共済組合が設置する審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容により総合的に審査を行い、受託候補者を特定する。

(2) プレゼンテーション実施

ア 日時

令和8年1月16日（金） 午後1時15分から

イ 場所

松阪市役所 5階特別会議室

ウ 説明時間等

30分以内（説明15分以内、質疑15分以内）

エ 出席者

2名以内

オ その他

- ① プレゼンテーションの資料は、提出した企画提案書等の内容とし、追加資料の提出は認めない。ただし、当日動画を使用しプレゼンテーションする場合はこの限りでない。
- ② 提出した提案書等によるプレゼンテーションはプロジェクター等を用いてプレゼンテーションできるものとする。なお、プレゼンテーションに用いるプロジェクターに接続する機器（パソコン等）、ケーブル等は参加者が用意することとし、プロジェクター、電源は共済組合が用意をする。
※ パソコンとプロジェクターとの接続にはHDMIケーブルが必要。
- ③ プレゼンテーションの開始時刻は、後日通知する。

9. 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

審査委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容により総合的に判断し、「評価項目及び評価内容」(別表)により審査する。その結果、各委員の点数を合算し平均点を算出し、基準(平均点 60 点以上の得点)を満たした者の中から上位 1 者を受託候補者とする。ただし、上位 2 者以上の平均点が同点の場合は、審査委員会で協議のうえ、順位を決定する。また、審査の結果、基準(平均点 60 点以上の得点)を満たす参加者がいない場合は、受託候補者なしとする。

なお、参加者が 1 者の場合は、審査の結果、基準(平均点 60 点以上の得点)を満たせば受託候補者とする。

(2) その他

審査委員会は非公開とし、審査の経過や結果など審査に関する問合せには一切応じない。
また、異議申立ても一切認めない。

10. 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

参加者へ「4. 受託候補者選定までのスケジュール(9)」で示した期日(発送)に、文書で通知する。

(2) 審査結果の公表審査結果の公表

審査結果については、松阪市のホームページにて公表する。

11. 留意事項

(1) 企画提案書等は 1 参加者につき 1 つの提案しかできない。

(2) 企画提案書等の受付後の追加及び修正は認めない。(明らかな誤字・脱字の訂正等軽微なものは除く。)

(3) フランチャイズ契約により応募する場合の注意点

フランチャイズ契約により応募する場合は以下にご注意すること。なお、本部が直営で事業運営を行う場合、本項は不要である。

ア 本部が応募し、加盟者へ運営委託する場合

- ① 本募集においては、フランチャイズ本部が応募し、加盟者へ運営委託をするような形態も認めるものとするが、この場合、参加者 及び 契約者はフランチャイズ本部

とし、本事業運営に係る最終責任は本部にあるものとする。

- ② 運営委託を請け負う加盟者は法人に限るものとし、委託の相手方について企画提案書の参加者概要に明示すること。

イ 加盟者が単独応募する場合

加盟者としての単独応募も可能であるが、その場合は、以下に注意すること。

- ① 法人に限り応募が可能である。
- ② 応募資格は、参加者である加盟者側にあることが必要である。
- ③ フランチャイズ本部から使用許諾を受けた商標に係るノウハウ、実績等は本部のものも評価の対象とするが、経営安定性等の評価は、運営事業者たる加盟者のものを対象とする。したがって、「参加者概要」については加盟者のものを使用し、「運営実績」については本部のものと加盟者のものを両方記載すること。

なお、「6. 参加方法の（2）参加申込書の提出」については、次とおりとする。

【提出書類】

ア、ウ、エ、オ・・・加盟者のものを提出する

イ・・・・・・・・本部のものと加盟者のものを両方提出する

11. 担当部署

住 所：松阪市殿町1340番地1 松阪市役所本庁舎 地下1階

担 当：松阪市職員共済組合

担当者：近田（コンダ）

電話番号：0598-53-4180

FAX 番号：0598-26-8022

E-mail：kyosai@city.matsusaka.mie.jp